

九州大学大学院人文科学府規則

平成16年度九大規則第118号
 制定：平成16年 4月 1日
 最終改正：令和 6年 3月29日
 （令和5年度九大規則第60号）

（趣旨）

第1条 この規則は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「通則」という。）及び九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）により各学府規則において定めるように規定されている事項その他人文科学府（以下「本学府」という。）の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

（教育研究上の目的）

第1条の2 人文科学府は、人間文化や人間性を深く理解することを目指すとともに、そうした理解に基づいて現代社会の諸領域において創造的な貢献を果たすことができる有為な人材を養成する。

（分野、専修及びコース）

第2条 本学府の各専攻に、次の分野及び専修を置く。

専 攻	分 野	専 修
人文基礎	哲学・倫理学	哲学 倫理学
	東洋思想	インド哲学史 中国哲学史
	芸術学	芸術学
歴史空間論	日本史学	日本史学
	アジア史学	東洋史学 朝鮮史学 考古学
	広域文明史学	西洋史学 イスラム文明史学
	地理学	地理学
言語・文学	日本・東洋文学	国語学・国文学 中国文学
	西洋文学	英語学・英文学 独文学 仏文学
	言語学	言語学

2 学生は、前項の専修のうちから1つを選択しなければならない。ただし、次項に規定する広

人文学コースを履修する者にあつては、この限りでない。

3 本学府人文基礎専攻の修士課程及び博士後期課程に、国際コース（英語による授業等により学位取得可能な教育課程をいう。）として、広人文学コースを置く。

4 本学府の歴史空間論専攻修士課程に歴史学拠点コースを置く。

（入学資格）

第3条 本学府の修士課程に入学することのできる者は、通則第10条のとおりとする。

第4条 本学府の博士後期課程に入学することのできる者は、通則第11条のとおりとする。

（入学考査）

第5条 入学を志願する者に対する考査は、特別の事情がある場合を除き、論文等の審査、学力検査、出身大学の学長、学部長又は研究科等の長による成績証明書その他本学府の定める資料によって行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、入学を志願する者に対する考査については、本学府教授会の議を経て、人文科学府長（以下「本学府長」という。）が定めるものとする。

（学期）

第6条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。

（授業及び研究指導）

第7条 本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（授業科目、単位、履修方法等）

第8条 授業科目、その単位数及び履修方法は、修士課程にあつては別表第1、博士後期課程にあつては別表第2のとおりとする。

2 臨時に開設する授業科目については、その都度本学府教授会の議を経て、本学府長が定める。

3 単位計算の基準は、講義及び演習については、15時間をもって1単位とする。

第9条 開設する授業科目、時間数、単位数及び授業担当教員の氏名は、その開設する学期の始めに公示するものとする。

第10条 学生は、学期の始めに履修しようとする授業科目を、研究指導を担当する教員の指導に従って選定し、本学府長及びその授業を担当する教員に届け出なければならない。

第11条 学府において、教育上有益と認めるときは、他の専攻若しくは大学院基幹教育若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して履修させることができる。

第12条 各授業科目の単位修得の認定は、本学府教授会の議を経て、本学府長が行う。

2 前項の認定を筆記試験又は論文によって行うときは、その期間等についてあらかじめ公示するものとする。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第13条 本学府において、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した単位は、修士課程においては15単位を限度として、課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。

3 本学府において、教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

（留学）

第14条 留学を希望する本学府の学生は、書面をもって本学府長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第15条及び第16条の課程修了の要件としての在学期

間に加えることができる。

- 3 前条の規定は、本学府の学生が留学する場合について準用する。この場合において、同条中「他の大学院」とあるのは、「外国の大学院」と読み替えるものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第14条の2 本学府の学生が、通則第26条の規定に基づき、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を本学府長に申し出たときは、本学府教授会の議を経て本学府長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(他の大学院における授業科目の履修により修得した単位の上限)

第14条の3 第13条第2項及び第14条第3項の規定により課程修了の要件となる単位として認定することができる単位数は、通則第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、合わせて15単位を限度とする。

(修士課程の修了要件)

第15条 本学府の修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、この規則の定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第16条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、この規則の定めるところにより38単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、前項の規定を適用する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、この規則の定めるところにより4単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

(修士論文の提出及び審査並びに最終試験)

第17条 修士論文は、修士課程に1年半以上在学し、所要の授業科目について16単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければ、提出することができない。ただし、本学府教授会の議を経て、本学府長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年半に満たなくても修士論文を提出させることができる。

- 2 修士論文を提出しようとするときは、その論文の題目、研究内容について、あらかじめ当該

指導教員の承認を受けなければならない。

3 修士論文の題目届出期限及び提出期限は、本学府が別に定める。なお、期限に遅れた論文は受理しない。

第18条 修士論文を受理したときは、本学府長は本学府教授会の議を経て主査及び副査を定めてこれを審査する。

2 主査は、当該専攻の教員から選出し、副査は、当該専攻又は修士論文に関連のある授業科目を担当する教員のうちから1人以上を選出するものとする。

第19条 修士課程の最終試験は、修士論文を中心とし、これに関連のある授業科目について口頭により行う。

2 最終試験は、修士論文を審査した教員が行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、本学府教授会の議を経て変更することがある。

3 前項の最終試験を行う教員には本学府教授会の議を経て、修士論文に関連のある授業科目を担当する教員を加えることができる。

4 最終試験の期日は、あらかじめ公示する。

(博士論文の提出)

第20条 博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、所要の授業科目について4単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし、本学府教授会の議を経て、本学府長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、2年に満たなくても博士論文を提出させることができる。

2 博士論文の提出期限は、本学府において定める。

(教員免許状の取得)

第21条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく中学校または高等学校の教員の免許状を得ようとする者は、大学が独自に設定する科目において所定の単位を修得しなければならない。

第22条 大学が独自に設定する科目のうち、教育の基礎的理解に関する科目は、人間環境学府の教職課程において履修するものとする。

(科目等履修生)

第23条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則(平成16年度九大規則第91号)第2条第2項に定めるところによる。

第24条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願出しなければならない。

2 本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第25条 科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。

2 前項の単位の授与については、第12条の規定を準用する。

第26条 本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

(雑則)

第27条 この規則その他の規則等に定めるもののほか、本学府の校務について必要な事項は、本学府教授会の議を経て、本学府長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年度九大規則第73号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学大学院人文科学府規則は、平成18年度に本学府に入学する者から適用し、平成18年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年度九大規則第142号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の九州大学大学院人文科学府規則は、平成19年度に本学府に入学する者から適用し、平成19年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年度九大規則第37号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第90号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の九州大学大学院人文科学府規則は、平成20年度に本学府に入学する者から適用し、平成20年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年度九大規則第89号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人文科学府規則は、平成22年度に本学府に入学する者から適用し、平成22年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第105号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第59号）

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人文科学府規則は、平成23年10月1日以降に本学府に入学する者から適用し、同年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年度九大規則第124号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人文科学府規則は、平成24年度に本学府に入学する者から適用し、平成24年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年度九大規則第106号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人文科学府規則は、平成25年度に本学府に入学する者から適用し、平成25年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第32号）

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人文科学府規則は、平成25年度に本学府に入学する者から適用し、平成25年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第59号）

この規則は、平成25年12月26日から施行し、平成25年12月1日から適用する。

附 則（平成25年度九大規則第134号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人文科学府規則は、平成26年度に本学府に入学する者から適用し、平成26年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第158号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人文科学府規則別表第1の規定は、平成27年度に本学府に入学する者から適用し、平成27年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年度九大規則第67号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人文科学府規則別表第1の規定は、平成28年度に本学府に入学する者から適用し、平成28年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年度九大規則第41号）

- 1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人文科学府規則別表第1の規定は、平成28年10月1日に本学府に入学する者から適用し、平成28年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年度九大規則第124号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人文科学府規則別表第1の規定は、平成29年度に本学府に入学する者から適用し、平成29年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年度九大規則第18号）

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人文科学府規則は、平成29年10月1日に本学府に入学する者から適用し、平成29年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年度九大規則第120号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人文科学府規則は、平成30年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成30年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年度九大規則第104号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人文科学府規則は、平成31年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成31年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年度九大規則第8号）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人文科学府規則は、令和元年10月1日に本学府に入学する者から適用し、令和元年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年度九大規則第53号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人文科学府規則は、令和2年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和2年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年度九大規則第18号）

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第93号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人文科学府規則は、令和3年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和3年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第96号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人文科学府規則は、令和4年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和4年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年度九大規則第57号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人文科学府規則は、令和5年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和5年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年度九大規則第60号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人文科学府規則は、令和6年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和6年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表第 1

修士課程
(授業科目)

専攻	分野	授 業 科 目	単位数
人 文 基 礎	哲 学 ・ 倫 理 学	哲学専修	
		哲学基礎特論 I～IV	各 2
		哲学方法論特論 I～IV	各 2
		認識論特論 I～IV	各 2
		哲学の諸問題・特論 I～IV	各 2
		古代哲学特論 I～IV	各 2
		古代哲学研究 I～IV	各 2
		西洋古代哲学史研究 I～IV	各 2
		教父中世哲学史研究 I～IV	各 2
		西洋近現代哲学史研究 I～IV	各 2
		哲学方法論研究 I～IV	各 2
		行為論研究 I～IV	各 2
		自然・科学哲学研究 I～IV	各 2
		論理学研究 I～IV	各 2
		言語哲学研究 I～IV	各 2
		現代哲学研究 I～IV	各 2
		論文指導	2
		倫理学専修	
		西洋倫理学特論 I A～VIII A	各 1
		西洋倫理学特論 I B～VIII B	各 1
日本倫理学特論 I A～VIII A	各 1		

	日本倫理学特論 I B～VIII B	各 1
	西洋倫理学研究 I A～VIII A	各 1
	西洋倫理学研究 I B～VIII B	各 1
	日本倫理学研究 I A～VIII A	各 1
	日本倫理学研究 I B～VIII B	各 1
	現代倫理思想研究 I A～VIII A	各 1
	現代倫理思想研究 I B～VIII B	各 1
	論文指導	2
東 洋 思 想	インド哲学史専修	
	東洋思想特論 II～III・V～VI	各 2
	アジア宗教思想特論 I・IV～VIII	各 2
	インド古代思想研究 I A～IV A	各 1
	インド古代思想研究 I B～IV B	各 1
	古典インド思想研究 I A～VIII A	各 1
	古典インド思想研究 I B～VIII B	各 1
	初期インド仏教史研究 I A～II A	各 1
	初期インド仏教史研究 I B～II B	各 1
	インド・チベット仏教史研究 I A～IV A	各 1
	インド・チベット仏教史研究 I B～IV B	各 1
	論文指導	2
	中国哲学史専修	
	東洋思想特論 I・IV	各 2
アジア宗教思想特論 II・III	各 2	

	中国古代中世思想研究 I ~IV	各 2
	中国近世近代思想研究 I ~IV	各 2
	論文指導	2
芸 術 学	芸術学専修	
	現代芸術論特論 I A ~ X A	各 1
	現代芸術論特論 I B ~ X B	各 1
	東洋美術史特論 I A ~ X A	各 1
	東洋美術史特論 I B ~ X B	各 1
	西洋美術史 (1) 特論 I A ~ XIV A	各 1
	西洋美術史 (1) 特論 I B ~ XIV B	各 1
	西洋美術史 (2) 特論 I A ~ XIV A	各 1
	西洋美術史 (2) 特論 I B ~ XIV B	各 1
	美学芸術学特論 I A ~ XIV A	各 1
	美学芸術学特論 I B ~ XIV B	各 1
	現代芸術論研究 I A ~ VIII A	各 1
	現代芸術論研究 I B ~ VIII B	各 1
	東洋美術史研究 I A ~ VIII A	各 1
	東洋美術史研究 I B ~ VIII B	各 1
	西洋美術史 (1) 研究 I A ~ VIII A	各 1
	西洋美術史 (1) 研究 I B ~ VIII B	各 1
	西洋美術史 (2) 研究 I A ~ VIII A	各 1
	西洋美術史 (2) 研究 I B ~ VIII B	各 1
	美学芸術学研究 I A ~ VIII A	各 1

	美学芸術学研究 I B～VIII B	各 1
	論文指導	2

専攻	分野	授 業 科 目	単位数
歴 史 空 間 論	日 本 史	日本史学専修	
		日本古代史特論 I A～IV A	各 1
		日本古代史特論 I B～IV B	各 1
		日本中世史特論 I A～IV A	各 1
		日本中世史特論 I B～IV B	各 1
		日本近世史特論 I A～IV A	各 1
		日本近世史特論 I B～IV B	各 1
		日本近代史特論 I A～IV A	各 1
		日本近代史特論 I B～IV B	各 1
		日本史特論 I A～IV A	各 1
		日本史特論 I B～IV B	各 1
		日本古代史研究 I A～IV A	各 1
		日本古代史研究 I B～IV B	各 1
		日本中世史研究 I A～IV A	各 1
		日本中世史研究 I B～IV B	各 1
		日本近世史研究 I A～IV A	各 1
		日本近世史研究 I B～IV B	各 1
		日本近代史研究 I A～IV A	各 1
		日本近代史研究 I B～IV B	各 1
		日本古代史史料研究 I A～IV A	各 1

	日本古代史史料研究 I B～IV B	各 1
	日本中世史史料研究 I A～IV A	各 1
	日本中世史史料研究 I B～IV B	各 1
	日本近世史史料研究 I A～X II A	各 1
	日本近世史史料研究 I B～X II B	各 1
	日本近代史史料研究 I A～IV A	各 1
	日本近代史史料研究 I B～IV B	各 1
	日本史史料研究 I A～IV A	各 1
	日本史史料研究 I B～IV B	各 1
	論文指導	2
ア ジ ア 史 学	東洋史学専修	
	中国政治史特論 I～IV	各 2
	中国文化史特論 I～IV	各 2
	中国社会史特論 I～IV	各 2
	中国経済史特論 I～IV	各 2
	中国政治史研究 I～IV	各 2
	中国文化史研究 I～IV	各 2
	中国社会史研究 I～IV	各 2
	中国経済史研究 I～IV	各 2
	アジア内陸圏史研究 I～IV	各 2
	アジア海域圏史研究 I～IV	各 2
	論文指導	2
	朝鮮史学専修	
	朝鮮古代史特論 I A～IV A	各 1

朝鮮古代史特論 I B～IV B	各 1
朝鮮中世近世史特論 I A～IV A	各 1
朝鮮中世近世史特論 I B～IV B	各 1
朝鮮近現代史特論 I A～IV A	各 1
朝鮮近現代史特論 I B～IV B	各 1
朝鮮文化史特論 I A～IV A	各 1
朝鮮文化史特論 I B～IV B	各 1
朝鮮古代史研究 I A～IV A	各 1
朝鮮古代史研究 I B～IV B	各 1
朝鮮中世近世史研究 I A～IV A	各 1
朝鮮中世近世史研究 I B～IV B	各 1
朝鮮近現代史研究 I A～IV A	各 1
朝鮮近現代史研究 I B～IV B	各 1
朝鮮文化史研究 I A～IV A	各 1
朝鮮文化史研究 I B～IV B	各 1
論文指導	2
考古学専修	
日本考古学特論 I A～IV A	各 1
日本考古学特論 I B～IV B	各 1
東アジア考古学特論 I A～IV A	各 1
東アジア考古学特論 I B～IV B	各 1
日本考古学研究 I A～IV A	各 1
日本考古学研究 I B～IV B	各 1
東アジア考古学研究 I A～IV A	各 1

	東アジア考古学研究 I B～IVB	各 1
	東アジア比較考古学研究 I～IV	各 1
	論文指導	2
広 域 文 明 史 学	西洋史学専修	
	ヨーロッパ史学特論 I A～XA	各 1
	ヨーロッパ史学特論 I B～XB	各 1
	ヨーロッパ史学研究 I A～XVIA	各 1
	ヨーロッパ史学研究 I B～XVIB	各 1
	論文指導 A・B	各 1
	イスラム文明史学専修	
	イスラム文化史特論 I A～IVA	各 1
	イスラム文化史特論 I B～IVB	各 1
	イスラム中世社会史特論 I A～IVA	各 1
	イスラム中世社会史特論 I B～IVB	各 1
	イスラム近世・近代社会史特論 I A～IVA	各 1
	イスラム近世・近代社会史特論 I B～IVB	各 1
	イスラム文明史研究 I A～IVA	各 1
	イスラム文明史研究 I B～IVB	各 1
	イスラム近世・近代社会史研究 I A～IVA	各 1
	イスラム近世・近代社会史研究 I B～IVB	各 1
	イスラム史料研究 I A～IVA	各 1
	イスラム史料研究 I B～IVB	各 1
	論文指導 A・B	各 1
		地理学専修

地 理 学	人文地理学特論 I A～IV A	各 1
	人文地理学特論 I B～IV B	各 1
	文化地理学特論 I A～IV A	各 1
	文化地理学特論 I B～IV B	各 1
	空間動態論特論 I～IV	各 2
	社会経済地理学特論 I～IV	各 2
	人文地理学研究 I A～IV A	各 1
	人文地理学研究 I B～IV B	各 1
	文化地理学研究 I A～IV A	各 1
	文化地理学研究 I B～IV B	各 1
	空間動態論研究 I～IV	各 2
	論文指導	2

専攻	分野	授 業 科 目	単位数
言 語 ・ 東 洋	日 本 ・ 東 洋	国語学・国文学専修	
		日本語学方法論特論 I～IV	各 2
		日本語学特論 I～IV	各 2
		日本語史特論 I～IV	各 2
		日本古代語史研究 I～IV	各 2
		日本近代語史研究 I～IV	各 2
		日本語史資料研究 I～IV	各 2
		日本文学特論 I～IV	各 2
		日本古代文学特論 I～IV	各 2
		日本中世文学特論 I～IV	各 2

文 学	文 学	日本近世文学特論 I～IV	各 2	
		日本古代文学作品研究 I～IV	各 2	
		日本中世文学作品研究 I～IV	各 2	
		日本近世文学作品研究 I～IV	各 2	
		日本近代文学作品研究 I～IV	各 2	
		論文指導	2	
		中国文学専修		
		中国文学特論 I～VIII	各 2	
		中国文学批評研究 I～VI	各 2	
		中国古代中世文学作品研究 I～IV	各 2	
		中国近世近代文学作品研究 I～IV	各 2	
		論文指導	2	
		西 洋 文 学	共通科目	
			西洋古典文学特論 I～IV	各 2
	英語学・英文学専修			
	イギリス文学特論 I～X		各 2	
	アメリカ文学特論 I～X		各 2	
	英語学特論 I～X		各 2	
	英語学研究 I～VIII		各 2	
	英語学特殊研究 I～IV		各 2	
イギリス文学研究 I～VIII	各 2			
イギリス文化研究 I～IV	各 2			
アメリカ文学研究 I～VIII	各 2			
アメリカ文化研究 I～IV	各 2			

論文指導	2
独文学専修	
ドイツ古典文学研究史特論 I A～VIA	各1
ドイツ古典文学研究史特論 I B～VIB	各1
ドイツ近代文学研究史特論 I A～VIA	各1
ドイツ近代文学研究史特論 I B～VIB	各1
ドイツ現代文学批評特論 I A～VIA	各1
ドイツ現代文学批評特論 I B～VIB	各1
ドイツ語学特論 I A～VIA	各1
ドイツ語学特論 I B～VIB	各1
ドイツ古典文学研究 I A～VIA	各1
ドイツ古典文学研究 I B～VIB	各1
ドイツ近代文学研究 I A～VIA	各1
ドイツ近代文学研究 I B～VIB	各1
ドイツ現代文学研究 I A～VIA	各1
ドイツ現代文学研究 I B～VIB	各1
ドイツ文学特殊研究 I A～VIA	各1
ドイツ文学特殊研究 I B～VIB	各1
論文指導	2
仏文学専修	
フランス古典文学研究史特論 I A～IVA	各1
フランス古典文学研究史特論 I B～IVB	各1
フランス近代文学研究史特論 I A～IVA	各1
フランス近代文学研究史特論 I B～IVB	各1

	フランス現代文学批評特論 I A～IV A	各 1
	フランス現代文学批評特論 I B～IV B	各 1
	フランス古典文学研究 I A～IV A	各 1
	フランス古典文学研究 I B～IV B	各 1
	フランス近代文学研究 I A～IV A	各 1
	フランス近代文学研究 I B～IV B	各 1
	フランス現代文学研究 I A～IV A	各 1
	フランス現代文学研究 I B～IV B	各 1
	フランス文学特殊研究 I～X	各 2
	論文指導	2
言語学	言語学専修	
	言語基礎論特論 I A～IV A	各 1
	言語基礎論特論 I B～IV B	各 1
	理論言語学特論 I A～IV A	各 1
	理論言語学特論 I B～IV B	各 1
	記述言語学特論 I A～IV A	各 1
	記述言語学特論 I B～IV B	各 1
	言語学特論 I A～VIII A	各 1
	言語学特論 I B～VIII B	各 1
	実験言語学特論 I A～IV A	各 1
	実験言語学特論 I B～IV B	各 1
	言語基礎論研究 I A～IV A	各 1
	言語基礎論研究 I B～IV B	各 1
	理論言語学研究 I A～IV A	各 1

	理論言語学研究 I B～IV B	各 1
	記述言語学研究 I A～IV A	各 1
	記述言語学研究 I B～IV B	各 1
	言語学研究法 I A～II A	各 1
	言語学研究法 I B～II B	各 1
	実験言語学研究 I A～IV A	各 1
	実験言語学研究 I B～IV B	各 1
	論文指導	2

(人文科学府共通科目)

専攻	分野	授 業 科 目	単位数
全 専 攻	全 分 野	アカデミックプレゼンテーション I A～IV A	各 1
		アカデミックプレゼンテーション I B～IV B	各 1
		データサイエンス基礎 I A～II A	各 1
		データサイエンス基礎 I B～II B	各 1

(広人文学コース関連科目)

専 攻	授 業 科 目	単位数
人 文 基 礎	基礎科目	
	Japan: A History to 1600	2
	Japan: Arts and Visual Culture	2
	Japan: A Literary History	2
	Japan: Religious Traditions	2
	Japanese Humanities Research in Situ	2

専攻	Research, Readings, and Methods	2
	専門科目	
	Topics in Japanese History I~VI	各2
	Topics in Japanese Art and Architectural History I~VIII	各2
	Topics in Japanese Literature I~VI	各2
	Topics in Buddhist Visual Culture I~II	各2
	Topics in Religious Practices and Beliefs I~VI	各2
	Topics in Text and Material Culture I~VI	各2
	Topics in Japanese Humanities I~VIII	各2
	Topics in Japanese Intellectual History I~VI	各2
	Japanese Archaeology	2
	History of Islamic Civilization	2
	Japanese Geography	2
	English Novels	2
	American Novels	2
	Phonetics and Phonology of Japanese	2
	The Ryukyuan Languages: An Introduction	2
	論文指導	
	Master's Thesis Guidance	2

(歴史学拠点コース関連科目)

専攻	分野	授業科目	単位数
歴史空	全	東アジア考古学・先史学領域横断研究 I ~IV	各2
		東アジア史領域横断研究 I ~XVI	各2

間 論 専 攻	分	イスラム史領域研究 I～IV	各 2
	野	西洋史領域研究 I～IV	各 2
		空間論領域研究 I～IV	各 2

上記の科目は指導教員の授業科目には該当しない。

(日本を知るためのプログラム関連科目)

専攻	分野	授 業 科 目	単位数
全 専 攻	全 分 野	日本学	2
		近現代日本社会入門	2

上記の科目は指導教員の授業科目には該当しない。

(履修方法)

- 1 学生（広人文学コースの学生を除く。）は、次に掲げる単位を含め、30単位以上を修得しなければならない。この場合において、歴史学拠点コースの学生は、歴史学拠点コース関連科目のうちから4単位以上を修得するものとし、当該科目の単位は第3号に掲げる授業科目の単位として取り扱うものとする。
 - (1) 指導教員の授業科目 8 単位以上
 - (2) 人文科学府共通科目の授業科目 2 単位以上
 - (3) 自専攻並びに他専攻及び他分野の授業科目 18 単位以上
 - (4) 論文指導 2 単位
- 2 広人文学コースの学生は、広人文学コース関連科目のうちから次に掲げる単位を含め、30単位以上を修得しなければならない。この場合において、研究指導を担当する教員が教育上有益と認めるときは、第2号に掲げる科目の単位に、広人文学コース関連科目以外の本学府の授業科目及び他の学府の授業科目の単位を含めることができる。
 - (1) 基礎科目 10 単位
 - (2) 専門科目 18 単位以上（指導教員が担当する授業科目から6単位以上を含むこと。）
 - (3) 論文指導 2 単位

別表第2

博士後期課程
(授業科目)

専攻	分野	授 業 科 目	単位数
全 専 攻	全 分 野	論文指導	4
		博士演習	4

(広人文学コース関連科目)

専攻	授 業 科 目	単位数
人 文 基 礎 専 攻	論文・研究指導	
	Doctoral Dissertation Guidance	2
	Research and Professional Development	2
	博 士 演 習	
	Upper-level Graduate Seminar: History I	2
	Upper-level Graduate Seminar: History II	2
	Upper-level Graduate Seminar: Visual Culture and Art History I	2
	Upper-level Graduate Seminar: Visual Culture and Art History II	2
	Upper-level Graduate Seminar: Literature I	2
	Upper-level Graduate Seminar: Literature II	2
	Upper-level Graduate Seminar: Buddhist Studies or Japanese Religions I	2
	Upper-level Graduate Seminar: Buddhist Studies or Japanese Religions II	2
	Upper-level Graduate Seminar: Text and Material Culture I	2
	Upper-level Graduate Seminar: Text and Material Culture II	2
	Upper-level Graduate Seminar: Selected Subject I	2
	Upper-level Graduate Seminar: Selected Subject II	2
	Upper-level Graduate Seminar: Intellectual History I	2
	Upper-level Graduate Seminar: Intellectual History II	2

(履修方法)

広人文学コースの学生は、次に掲げる科目について、計12単位以上を修得しなければならない。

- (1) Doctoral Dissertation Guidance 2単位
- (2) Research and Professional Development 2単位
- (3) 博士演習から8単位以上